

新入社員等 安全衛生教育

～大阪労働局の要請による講習～

大阪労働局から、この度、全国的に、製造業において、経験年数の短い未熟練労働者（パート・アルバイト等を含む）の労働災害が増加していることから、労働安全衛生法第59条第1項及び第2項※（雇入れ時等における安全衛生教育）の趣旨も踏まえ、未熟練労働者を対象とした安全衛生教育の実施について要請がありました。

（平成28年7月26日付け大労基発0726第2号、平成28年6月16日付け基安安発0616第4号）

今般、この要請を踏まえ、次の講習会を実施しますのでご案内します。なお、労働安全衛生法第59条第1項及び第2項の義務を履行しない場合には、法違反となるだけでなく、労働災害が発生した場合には、安全衛生配慮義務違反として、民事的な損害賠償責任を負うおそれがあります。（労働契約法5条）

※この教育の修了者は、「雇入れ時等の教育」を実施したものと見なされます。

- 対象者 新規雇入労働者・作業転換労働者等経験年数の短い労働者
- 日時 平成29年**6月26日**（月） 9時30分～16時30分
- 会場 エル・おおさか南館（大阪府立労働センター）11階当連合会常設講習会場
大阪市中央区石町2丁目5番3号（地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋駅」から西へ300m）
- 内容 「★職場にはさまざまな危険がある★「かもしれない」で危険を意識する★安全な作業は正しい服装から★決められた作業手順を守る★4S・5Sの励行で安全を高める★安全な作業をみんなで実施し職場を安全に★もし異常事態や労働災害が発生したら」等について、企業で長年安全衛生実務に従事した人気熟練講師が、災害事例等を踏まえ、分かりやすく説明します。
- 講師 大阪労働基準連合会講師 富田 勉氏
- 講習修了者には「修了証」（薄型プラスチックカード）を交付します。
- 受講料（テキスト代・消費税を含む）
会員7,000円【大阪労働基準連合会及び大阪府下の労働基準協会会員の方】
一般8,000円
- 申込要領 当連合会ホームページをご覧ください。
- 申込書 裏面をご覧ください。

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

☎06-6942-7401 Fax06-6942-7402

新入社員等安全衛生教育

FAX 06-6942-7402

事業所名		※1 事業内容	
担当者名		※1 労働者数	
所在地	〒		
電話			
FAX			
会員種別	連合会・地区協会会員 ・ 非会員		

※2 受講番号	職名	受講者	備考

※1 個人でのお申込みの方は記入不要です。

※2 受講番号の記入は不要です。

●申込書を予めFAXのうえ、申込後14日以内に受講料を銀行振り込み願います。

ご入金を確認できましたらFAXにて、受講票を送信させていただきます。

●大阪府下の労働基準協会会員の方は、会員証のコピー(両面)もFAX願います。

【振込先】

銀行名	三井住友銀行 京阪京橋支店 (店番 139)		
預金種別	普通預金	口座番号	1741405
口座名義	公益社団法人 大阪労働基準連合会		

※口座名義の法人格のフリガナの略称は (シャ) となります。

●この受講申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。